

密着裁判官

～さいたんと追いかける裁判官の一日～

旭川地方・家庭裁判所





裁判官のこと
教えてほしいな！

- ◎ 氏名 上村 善一郎
- ◎ 官職 民事部総括判事
- ◎ 出身地 兵庫県西宮市（甲子園球場があるところです。）
- ◎ 趣味 ランニングなど、体を動かすのが好きです。旭川に令和5年4月に着任する前は、東京で少年サッカーの審判をしていました（都大会の主審等も担当しました。）。
- ◎ 旭川での生活はどうか？

北海道での生活が初めてということもあり、週末に景勝地を車で回るなどして楽しく生活しています。ただ、冬の雪の多さと寒さには驚きました。



9:00 出社



どんな毎日をお過ごし
しているのかなあ？

原告：訴えた人
被告：訴えられた人
だよ！！



評議って？



9:30 評議



○ 評議とは…

民事事件の中には、裁判官1人で行う単独事件の他、裁判官3人で行う合議事件があります。合議事件では、原告の請求を認めるか否かを決めるため、裁判官同士で評議と呼ばれる議論を行います。

10:00 証人尋問



○ 尋問とは…

裁判所に証人として採用された人が、期日に法廷で証言する手続。証人は、裁判が始まる前に嘘の証言をしないことを約束する宣誓をします。

ブレイクタイム♡
お昼はお弁当？出前？



12:15 昼食



ドラマで
よく見る！



13:00 起案



今日は裁判官に
質問タイムを
取ってもらったよ！



14:00 質問タイム



起案する日もあれば、1日中法廷で
審理することもあるんだって。



裁判所とデジタル化

難しそうだあ～

民事訴訟等の一部を改正する法律（令和4年5月成立）と民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年6月成立）の成立により、民事裁判手続のデジタル化が進められています。

デジタル化によって、国民が司法サービスをより利用しやすくなり、民事訴訟の審理が充実することが期待されます。

そこで、今回は旭川の裁判所で実際に行われている取り組みについてレポートします！

教えて
裁判官～！！

お答えしましょう！

Help



1 民事裁判書類電子提出システム（m i n t s）の運用開始

m i n t s は、裁判書類とオンラインで提出するためのシステムで、これにより、準備書面、書証の写し、証拠説明書などの書面のオンライン提出が可能となります。



実際の手続きはどう変わったのかな？

mintsを使ってオンラインで提出されても、現時点では、これをプリントアウトしたもの（紙媒体）が裁判記録です。この点は従前と変わりありません。そのため、今のところ、裁判手続自体に大きな変化はありません。ただ、弁護士は、裁判所に持参、郵送等で提出しなければならなかったものを、PCの操作で提出できるようになったという点では、裁判手続利用者の負担が軽減されたといえます。

データ自体が裁判記録となり、「裁判手続のデジタル化」が完了する令和8年以降の裁判手続の在り方について、裁判所内で検討したり弁護士との間で協議を行うなどしているところです。



2 口頭弁論にウェブ会議で参加が可能に

口頭弁論とは、公開の法廷で原告と被告が出頭した上で、本案についての主張、立証を行う手続きです。しかし、令和6年3月から民事訴訟の当事者は、裁判所が相当と認めた時にはウェブ会議によって口頭弁論に参加することができるようになりました。これにより、当事者の出頭の負担が軽減され、民事裁判に参加しやすくなることが期待されます。



旭川で実際にウェブで口頭弁論が行われた様ですが、進行はどうでしたか？



～実際の機材のセッティング風景～

円滑に裁判が進むように、みんなで事前準備を行っているんだね！



インターネットへの接続や、各種機材（大型ディスプレイ、カメラ、スピーカー、マイク）の接続など、準備に時間は要しましたが、裁判手続自体は大きな支障なく実施できました。ただ、書記官の周りは配線だらけで、つまずかないよう注意が必要でした。

今後、ウェブ口頭弁論の機会も増えていきますので、よりスムーズに実施できるように、試行錯誤を続けたいと思います。



～デジタルブースも設置されました～



裁判官室用



書記官室用



旭川での取り組みが分かりました！
では、さいたんからの質問です！！

裁判所内におけるデジタル化に関して満足している点や不便だと感じている点がありますか？



関係者間でのスケジュールの共有、行うべきタスクの管理などをデータベース上で行うことができ、この点での作業効率は上がりました。

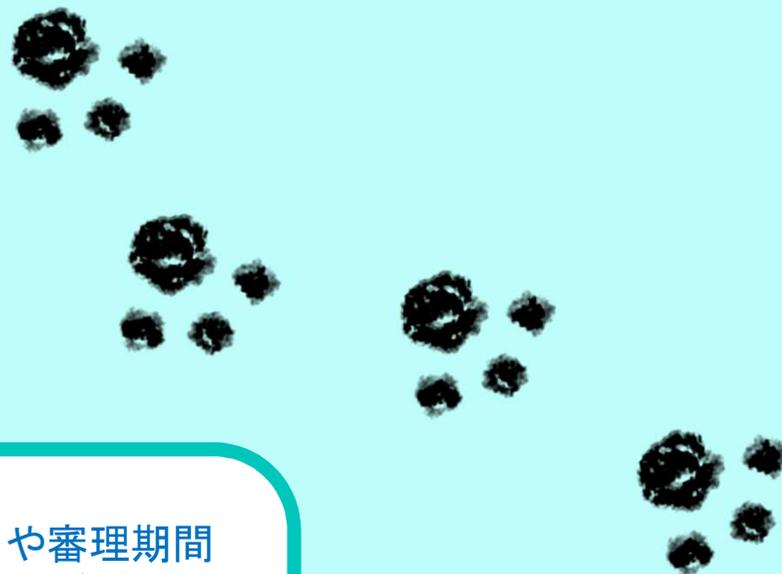
他方で、紙主体の仕事からデータ主体の仕事への移行期にあるため、当面の間は、管理すべき対象が増える（紙のみから、紙とデータ）など、不便を感じることもあります。





デジタル化のこと、いろいろ分かりました！

最後に裁判手続のデジタル化について
国民へのメッセージをお願いします。



国民に分かり
やすい裁判所
を目指してい
るんだね！

民事裁判については、審理のわかりにくさや審理期間の長さなどが指摘されてきました。裁判手続のデジタル化を進めながら、わかりやすい裁判とは何か、どのようにすれば適正かつ迅速な裁判を実現できるのか、などについても検討しています。なかなか難しい問題であり、一朝一夕に結論はできませんが、今後の民事裁判手続の変化に、皆さんもご関心をもっていただければ幸いです。



質問タイムはまだ続くよ！
さいたんの次は、若手職員からの質問だよ！

15:00 若手職員から裁判官への質問



Q1 仕事をする際に心がけていることはありますか。

A1 裁判官として、物事を決めていかなければならない、という立場にある一方で、判断を間違わないことが重要です。判断するに当たっては、可能な限り様々な観点から検討をするように心がけています（頭の中で3人のキャラクターに議論させたりしています。たまにその議論が口から洩れて、ぶつぶつと独り言を言っているときもあります。）。

Q2 1人で判決を下すことにプレッシャーを感じることはないのでしょうか。

A2 プレッシャーを感じないことはありません。最善の判断ができるよう、日々努力しています。

Q3 休日は何をしていますか。

A3 単身赴任のため、自宅に帰省する週末以外は時間に余裕があります。自己紹介でも少し記載しましたが、ランニングで旭川市内をめぐったり、道内の景勝地を車で回ったりしています。

Q4 現在の給与に満足していますか？

A4 特に不満はありません。

Q5 裁判官になるためにどれくらい勉強しましたか。

A5 司法試験を受験するときは、それなりに勉強しました。その後は、法律の勉強もしていますが、一般教養（歴史や哲学、語学のほか、初歩的な論理学・心理学・会計学・統計学・経営学など）に加え、様々な職業・経験を有する方と人脈を作り、そこから学ぶことが大事だと考えています。

Q6 裁判官をしていてやりがいを感じる瞬間は何ですか？

A6 いろいろ悩んだ後、最善の解決策であると考えた内容（判決であったり和解であったりします。）が、事件当事者に受け入れられたときは、必死にやってよかったと思います。

Q7 法曹には他に弁護士や検察官がいらっしゃいますが、他にはない裁判官という仕事の魅力についてお聞きしたいです。

A7 ある事象、ある問題について、弁護士や検察官以上に、多角的に検討する機会が与えられている点（検討をしなければならない点）は、魅力の一つだと思います。また、善かれ悪しかれ、最終的な結論に責任を持つことができる点（持たなければならない点）も魅力ではないでしょうか。



16:00 会議



お疲れ様

今日は一日
ありがとうございました！



18:00 帰宅

○ おわりに。。。



今回紹介した民事手続以外にも、
裁判所の手続には刑事手続や家事
手続もあるよ。

- ・近隣トラブル
- ・お金の困った



- ・家庭の困った
- ・相続放棄
- ・遺産分割

<https://www.courts.go.jp/>

裁判所のホームページでは、裁判所で利用
できる手続の説明も載っているので、困っ
たことがあったら見てみてね。